

新潟県条例第5号

新潟県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県火薬類取締法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を納めなければなら ない者	手数料の額	手数料を納めなければなら ない者	手数料の額
(略)		(略)	
8 法第31条第3項の試験 を受けようとする者	1件につき <u>18,000円</u>	8 法第31条第3項の試験 を受けようとする者	1件につき <u>17,000円</u>
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に受験願書の受付が開始される火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の試験から適用し、同日前に受験願書の受付が開始された同試験については、なお従前の例による。